

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準について（平成24年3月30日障発0330第22号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）【新旧対照表】

改正後	現行
障発0330第22号 平成24年3月30日	障発0330第22号 平成24年3月30日
一部改正 障発0329第15号 平成25年3月29日	一部改正 障発0329第15号 平成25年3月29日
一部改正 障発0331第53号 平成26年3月31日	一部改正 障発0331第53号 平成26年3月31日
一部改正 障発0331第22号 平成27年3月31日	一部改正 障発0331第22号 平成27年3月31日
一部改正 障発0330第4号 平成30年3月30日	一部改正 障発0330第4号 平成30年3月30日
<u>一部改正</u> 障発0330第3号 令和3年3月30日	<u>最終改正</u> 障発0330第3号 令和3年3月30日
<u>最終改正</u> こ支障第97号 <u>障発0329第33号</u> <u>令和6年3月29日</u>	
都道府県知事 各 指定都市市長 殿 中核市市長	都道府県知事 各 指定都市市長 殿 中核市市長
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長	厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長

改 正 後	現 行
障害者自立支援法（平成17年法律第123号。平成25年4月から障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律。以下「法」という。）第51条の24第1項及び第2項の規定に基づく「障害者自立支援法に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準」（平成25年4月から障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準。以下「基準」という。）については、平成24年3月13日厚生労働省令第28号をもって公布され、平成24年4月1日より施行されるところであるが、基準の趣旨及び内容は下記のとおりであるので、御了知の上、貴管内市町村、関係機関等に周知徹底を図るとともに、その運用に遺憾のないようにされたい。 記	障害者自立支援法（平成17年法律第123号。平成25年4月から障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律。以下「法」という。）第51条の24第1項及び第2項の規定に基づく「障害者自立支援法に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準」（平成25年4月から障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準。以下「基準」という。）については、平成24年3月13日厚生労働省令第28号をもって公布され、平成24年4月1日より施行されるところであるが、基準の趣旨及び内容は下記のとおりであるので、御了知の上、貴管内市町村、関係機関等に周知徹底を図るとともに、その運用に遺憾のないようにされたい。 記 第一 基準の性格 1 基準は、指定計画相談支援の事業がその目的を達成するため、必要な最低限度の基準を定めたものであり、指定特定相談支援事業者は、常にその事業の運営の向上に努めなければならないこと。 2 指定特定相談支援事業者が満たすべき基準を満たさない場合には、指定特定相談支援事業者の指定を受けられず、また、運営開始後、基準に違反することが明らかになった場合は、市町村長の指導等の対象となり、この指導等に従わない場合には、当該指定を取り消すことができるものであること。

改 正 後	現 行
第二 指定計画相談支援に関する基準 1 人員に関する基準 (1) 従業者（基準第3条） <u>① 相談支援専門員（第1項）</u> <u>ア 配置基準</u> 指定特定相談支援事業者は、事業所ごとに必ず1人以上の相談支援専門員を置くことを定めたものである。 指定特定相談支援事業所に置くべき相談支援専門員は、原則として、サービス提供時間帯を通じて当該サービス以外の職務に従事させてはならない。この場合のサービス提供時間帯とは、相談支援専門員の当該事業所における勤務時間をいうものであり、当該相談支援専門員の常勤・非常勤の別を問わない。 <u>イ 兼務</u> 指定計画相談支援の業務に支障がない場合においては、相談支援専門員を当該指定特定相談支援事業所の他の業務又は他の事業所・施設等の業務に従事させることができる。 これは、例えば、指定計画相談支援のサービス提供時間帯において、指定計画相談支援の業務に支障がない場合は、当該指	3 指定特定相談支援事業者が運営に関する基準に従って事業の運営をすることができなくなったことを理由として指定が取り消され、法に定める期間の経過後に再度当該事業者から指定特定相談支援事業所についての指定の申請がなされた場合には、当該事業者が運営に関する基準を遵守することを確保することに特段の注意が必要であり、その改善状況等が確認されない限り指定を行わないものとする。 第二 指定計画相談支援に関する基準 1 人員に関する基準 (1) 従業者（基準第3条） 指定特定相談支援事業者は、事業所ごとに必ず1人以上の相談支援専門員を置くことを定めたものである。 指定特定相談支援事業所に置くべき相談支援専門員は、原則として、サービス提供時間帯を通じて当該サービス以外の職務に従事させてはならない。この場合のサービス提供時間帯とは、相談支援専門員の当該事業所における勤務時間をいうものであり、当該相談支援専門員の常勤・非常勤の別を問わない。 <u>ただし</u>、指定計画相談支援の業務に支障がない場合においては、相談支援専門員を当該指定特定相談支援事業所の他の業務又は他の事業所・施設等の業務に従事させることができる。 これは、例えば、指定計画相談支援のサービス提供時間帯において、指定計画相談支援の業務に支障がない場合は、当該指定特定相

改 正 後	現 行
定特定相談支援事業所の管理者や、併設する事業所の業務等に 従事することができることをいう。なお、指定障害児相談支援 事業所、指定一般相談支援事業所、<u>指定自立生活援助事業所、 基幹相談支援センター又は障害者相談支援事業等</u>の業務と兼務 する場合 <u>(ただし、基幹相談支援センター又は障害者相談支援 事業等の業務と兼務する場合については、当該業務を委託する 市町村等が認める場合に限る。)</u> については、業務に支障がな い場合として認めるものとする。 <u>ウ 兼務に係る留意点</u> <u>計画相談支援の実施に当たっては、中立公正性を担保するこ とが重要である。</u>相談支援専門員が担当する利用者が利用する 指定障害福祉サービス事業所（指定自立生活援助事業所を除く 法第29条第1項の指定に係るサービス事業所をいう。）、指定障 害者支援施設等又は基準該当障害福祉サービス事業所（法第30 条第1項第2号の基準該当障害福祉サービス事業を行う事業所を いう。）（以下「指定障害福祉サービス事業所等」という。） の業務と兼務する場合については、指定障害福祉サービス事業 所等との中立性の確保や、指定障害福祉サービス事業所等と異 なる視点での検討が欠如しかねないことから、次に掲げる場合 を除き、当該利用者が利用する指定障害福祉サービス事業所等 の業務と兼務しない相談支援専門員が継続サービス利用支援を 実施することを基本とする。（支給決定の更新又は支給決定の 変更に係るサービス利用支援について同じ。） <u>a</u> 身近な地域に指定特定相談支援事業者がない場合	談支援事業所の管理者や、併設する事業所の業務等に従事すること ができることをいう。なお、指定障害児相談支援事業所、指定一般 相談支援事業所 <u>又は</u> 指定自立生活援助事業所の業務と兼務する場合 については、業務に支障がない場合として認めるものとする。 <u>また、</u>相談支援専門員が担当する利用者が利用する指定障害福祉 サービス事業所（指定自立生活援助事業所を除く法第29条第1項の指 定に係るサービス事業所をいう。）、指定障害者支援施設等又は基 準該当障害福祉サービス事業所（法第30条第1項第2号の基準該当障 害福祉サービス事業を行う事業所をいう。）（以下「指定障害福祉 サービス事業所等」という。）の業務と兼務する場合については、 指定障害福祉サービス事業所等との中立性の確保や、指定障害福祉 サービス事業所等と異なる視点での検討が欠如しかねないことか ら、次に掲げる場合を除き、当該利用者が利用する指定障害福祉サ ービス事業所等の業務と兼務しない相談支援専門員が継続サービス 利用支援を実施することを基本とする。（支給決定の更新又は支給 決定の変更に係るサービス利用支援について同じ。） <u>①</u> 身近な地域に指定特定相談支援事業者がない場合

改 正 後	現 行
<u>b</u> 支給決定又は支給決定の変更によりサービス内容に著しく変動があった者のうち、当該支給決定等から<u>概ね</u>3ヶ月以内の場合（サービス利用支援とその直後の継続サービス利用支援は一体的な業務であること、また、指定特定相談支援事業者の変更にあたっては利用者が別の事業者と契約を締結し直すことが必要となるため、一定期間を猶予する。） <u>c</u> その他市町村がやむを得ないと認める場合 <u>② 相談支援専門員の標準数（第2項・第3項）</u> 相談支援専門員の配置は1ヶ月平均の利用者の数が35件に対して1人を標準とするものであり、利用者の数が35件又はその端数を増すごとに増員することが望ましい。ここでいう「1ヶ月平均」とは、当該月の前6月間の利用者の数を6で除して得た数を指すものであり、「利用者の数」とは、指定サービス利用支援又は指定継続サービス利用支援を提供した計画相談支援対象障害者等の数を指し、当該指定特定相談支援事業所が指定障害児相談支援事業所を一体的に運営している場合には、指定障害児支援利用援助又は指定継続障害児支援利用援助を提供した障害児相談支援対象保護者の数についても含むものとする。 <u>③ 相談支援員（第4項及び第5項）</u> <u>ア 事業者要件</u> <u>指定特定相談支援事業者は、次に掲げる要件をいずれも満たす場合には、相談支援員を置くことができる。</u> <u>なお、当該要件については、相談支援員を配置している期間において継続的に満たすことを要するが、やむを得ない理</u>	<u>②</u> 支給決定又は支給決定の変更によりサービス内容に著しく変動があった者のうち、当該支給決定等から<u>おおむね</u>3ヶ月以内の場合（サービス利用支援とその直後の継続サービス利用支援は一体的な業務であること、また、指定特定相談支援事業者の変更にあたっては利用者が別の事業者と契約を締結し直すことが必要となるため、一定期間を猶予する。） <u>③</u> その他市町村がやむを得ないと認める場合 <u>なお、</u>相談支援専門員の配置は1ヶ月平均の利用者の数が35件に対して1人を標準とするものであり、利用者の数が35件又はその端数を増すごとに増員することが望ましい。ここでいう「1ヶ月平均」とは、当該月の前6月間の利用者の数を6で除して得た数を指すものであり、「利用者の数」とは、指定サービス利用支援又は指定継続サービス利用支援を提供した計画相談支援対象障害者等の数を指し、当該指定特定相談支援事業所が指定障害児相談支援事業所を一体的に運営している場合には、指定障害児支援利用援助又は指定継続障害児支援利用援助を提供した障害児相談支援対象保護者の数についても含むものとする。

改 正 後	現 行
<u>由により一時的に要件を満たさない場合であって、かつ、今後速やかに要件を満たすことが見込まれる場合には、この限りではない。</u> <u>a 当該指定特定相談支援事業所が機能強化型サービス利用支援費の算定要件を満たしていること。</u> <u>b 当該指定特定相談支援事業所に配置される主任相談支援専門員により、相談支援員に対して指導及び助言が行われる体制が確保されていること。具体的には、次に掲げるいずれの要件も満たす体制が整備されていることとする。</u> <u>(a) 利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議の開催</u> <u>(b) 全ての相談支援員に対する主任相談支援専門員の同行による研修の継続的な実施</u> <u>(c) 当該相談支援事業所の全ての相談支援員に対する、地域づくり、人材育成、困難事例への対応などサービスの総合的かつ適切な利用支援等の援助技術の向上等を目的とした指導、助言</u> <u>イ 相談支援員の要件</u> <u>配置される相談支援員については、専ら当該指定特定相談支援事業所の職務に従事する者である者であって、社会福祉士又は精神保健福祉士の資格を有するものであることが必要である。</u> <u>ウ 相談支援員の兼務</u> <u>相談支援員については、原則として、サービス提供時間帯を</u>	

改 正 後	現 行
<u>通じて当該サービス以外の業務に従事させてはならない。ただし、一体的に管理運営される指定障害児相談支援事業所、指定一般相談支援事業所、指定自立生活援助事業所その他これに類する業務に従事させることはできるものとしており、その他これに類する業務とは、基幹相談支援センター及び障害者相談支援事業等の業務とする。もっとも、基幹相談支援センター又は障害者相談支援事業等の業務と兼務する場合については、当該業務を委託する市町村等が認める場合に限る。</u> <u>なお、相談支援員の兼務に係る留意点については、第一の1の(1)の①のウの規定と同様である。</u> (2) 管理者（基準第4条） 指定特定相談支援事業所の管理者は、原則として専ら当該事業所の管理業務に従事するものとする。ただし、<u>以下の場合であって</u>、当該事業所の管理業務に支障がないときは、当該指定特定相談支援事業所の他の業務や、併設する事業所の業務等を兼ねることができるものとする。 <u>ア 当該指定特定相談支援事業所の従業者としての業務に従事する場合</u> <u>イ 当該指定特定相談支援事業所以外の他の事業所の管理者又は従業者としての業務に従事する場合であって、当該他の事業所の管理者又は従業者としての業務に従事する時間帯も、当該指定特定相談支援事業所の利用者へのサービス提供の場面等で生じる事象を適時かつ適切に把握し、職員及び業務の一元的な管理・指揮命令を支障なく行うことができ、また、事故発生時等の緊急時の対</u>	(2) 管理者（基準第4条） 指定特定相談支援事業所の管理者は、原則として専ら当該事業所の管理業務に従事するものとする。ただし、当該事業所の管理業務に支障がないときは、当該指定特定相談支援事業所の他の業務や、併設する事業所の業務等を兼ねることができるものとする。また、指定障害児相談支援事業所の業務と兼務する場合については、管理業務に支障がない場合として認めるものとする。

改 正 後	現 行
<u>応について、あらかじめ対応の流れを定め、必要に応じて管理者自身が速やかに出勤できる場合</u> また、<u>当該指定特定相談支援事業所に併設され、一体的に管理運営する事業所における管理者又は指定障害児相談支援事業所、指定自立生活援助事業所若しくは指定一般相談支援事業所</u>の業務と兼務する場合については、管理業務に支障がない場合として認めるものとする。 なお、管理者は、指定計画相談支援の従業者である必要はないものである。 (3) 従たる事業所を設置する場合における特例（基準第4条の2） 指定特定相談支援事業所の指定は、原則として指定計画相談支援の提供を行う事業所ごとに行うものとするが、次の①及び②の要件を満たす場合については、「主たる事業所」のほか、一体的かつ独立したサービス提供の場として、一又は複数の「従たる事業所」を設置することが可能であり、これらを一の事業所として指定することができる取扱いとする。 ① 人員及び設備に関する要件 ア 「従たる事業所」において専従の従業者が1人以上確保されていること。 イ 「主たる事業所」と「従たる事業所」との間の距離が<u>概ね</u>30分以内で移動可能な距離であって、相談支援専門員の業務の遂行上支障がないこと。 ウ 利用者の支援に支障がない場合には、基準に定める設備の全部又は一部を設けないこととしても差し支えないこと。	なお、管理者は、指定計画相談支援の従業者である必要はないものである。 (3) 従たる事業所を設置する場合における特例（基準第4条の2） 指定特定相談支援事業所の指定は、原則として指定計画相談支援の提供を行う事業所ごとに行うものとするが、次の①及び②の要件を満たす場合については、「主たる事業所」のほか、一体的かつ独立したサービス提供の場として、一又は複数の「従たる事業所」を設置することが可能であり、これらを一の事業所として指定することができる取扱いとする。 ① 人員及び設備に関する要件 ア 「従たる事業所」において専従の従業者が1人以上確保されていること。 イ 「主たる事業所」と「従たる事業所」との間の距離が<u>おおむね</u>30分以内で移動可能な距離であって、相談支援専門員の業務の遂行上支障がないこと。 ウ 利用者の支援に支障がない場合には、基準に定める設備の全部又は一部を設けないこととしても差し支えないこと。

改 正 後	現 行
② 運営に関する要件 ア 利用申込みに係る調整、職員に対する技術指導等が一体的に行われること。 イ 職員の勤務体制、勤務内容等が一元的に管理されていること。 必要な場合には随時、主たる事業所と従たる事業所との間で相互支援が行える体制（例えば、当該従たる事業所の従業者が急病の場合等に、主たる事業所から急遽代替要員を派遣できるような体制）にあること。 ウ 苦情処理や損害賠償等に際して、一体的な対応ができる体制にあること。 エ 事業の目的や運営方針、営業日や営業時間、利用料等を定める同一の運営規程が定められていること。 オ 人事・給与・福利厚生等の勤務条件等による職員管理が一元的に行われるとともに、主たる事業所と当該従たる事業所間の会計が一元的に管理されていること。 ③ 離島等の特例 <u>特別地域（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等に基づき厚生労働大臣又はこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める地域（平成 21 年厚生労働省告示第 176 号）に定める地域をいう。以下同じ。）に事業所が所在する場合であって、広域で相談支援体制を整備する必要があると各事業所が所在する市町村が認めた場合は、「主たる事業所」と「従たる事業所」との間</u>	② 運営に関する要件 ア 利用申込みに係る調整、職員に対する技術指導等が一体的に行われること。 イ 職員の勤務体制、勤務内容等が一元的に管理されていること。 必要な場合には随時、主たる事業所と従たる事業所との間で相互支援が行える体制（例えば、当該従たる事業所の従業者が急病の場合等に、主たる事業所から急遽代替要員を派遣できるような体制）にあること。 ウ 苦情処理や損害賠償等に際して、一体的な対応ができる体制にあること。 エ 事業の目的や運営方針、営業日や営業時間、利用料等を定める同一の運営規程が定められていること。 オ 人事・給与・福利厚生等の勤務条件等による職員管理が一元的に行われるとともに、主たる事業所と当該従たる事業所間の会計が一元的に管理されていること。

改 正 後	現 行
<u>の距離が移動に概ね 30 分以上を要する距離の場合であっても、同一都道府県内で従たる事業所を設置することを可能とする。この場合において、都道府県協議会において、当該事業所の適正な運営が図られるように検討するとともに、都道府県が地域生活支援事業の都道府県相談支援体制整備事業の実施等により、当該地域の相談支援体制の整備等に関する助言等を行うことが望ましいため、都道府県及び市町村と必要な連携を図りつつ、事業の運営に努めること。</u> 2 運営に関する基準 (1) 内容及び手続の説明及び同意（基準第5条） 指定特定相談支援事業者は、利用者に対し適切な指定計画相談支援を提供するため、その提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者に対し、当該指定特定相談支援事業所の運営規程の概要、従業員の勤務体制、事故発生時の対応、苦情処理の体制等の利用申込者がサービスを選択するために必要な重要事項について、利用者の障害の特性に応じ、適切に配慮されたわかりやすい説明書やパンフレット等の文書を交付して懇切丁寧に説明を行い、当該事業所から指定計画相談支援の提供を受けることにつき、当該利用申込者の同意を得なければならないこととしたものである。 なお、利用者及び指定特定相談支援事業所双方の保護の立場から書面によって確認することが望ましいものである。 また、利用者との間で当該指定計画相談支援の提供に係る契約が成立したときは、利用者の障害の特性に応じた適切な配慮をもって、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第77条第1項の規定に基づ	2 運営に関する基準 (1) 内容及び手続の説明及び同意（基準第5条） 指定特定相談支援事業者は、利用者に対し適切な指定計画相談支援を提供するため、その提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者に対し、当該指定特定相談支援事業所の運営規程の概要、従業員の勤務体制、事故発生時の対応、苦情処理の体制等の利用申込者がサービスを選択するために必要な重要事項について、利用者の障害の特性に応じ、適切に配慮されたわかりやすい説明書やパンフレット等の文書を交付して懇切丁寧に説明を行い、当該事業所から指定計画相談支援の提供を受けることにつき、当該利用申込者の同意を得なければならないこととしたものである。 なお、利用者及び指定特定相談支援事業所双方の保護の立場から書面によって確認することが望ましいものである。 また、利用者との間で当該指定計画相談支援の提供に係る契約が成立したときは、利用者の障害の特性に応じた適切な配慮をもって、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第77条第1項の規定に基づ

改正後	現 行
き、<u>以下の内容を記載した書面を交付すること。</u> ① 当該事業の経営者の名称及び主たる事務所の所在地 ② 当該事業の経営者が提供する指定計画相談支援の内容 ③ 当該指定計画相談支援の提供につき利用者が支払うべき額に関する事項 ④ 指定計画相談支援の提供開始年月日 ⑤ 指定計画相談支援に係る苦情を受け付けるための窓口 なお、利用者の承諾を得た場合には当該書面に記載すべき事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により提供することができる。 (2) 契約内容の報告等（基準第6条） 指定特定相談支援事業者は、指定計画相談支援の提供に係る契約が成立した時は、遅滞なく市町村に対し契約成立の旨を報告しなければならないこととしたものである。 また、指定特定相談支援事業者が<u>利用者又は障害児の保護者</u>に対してサービス等利用計画を作成したときは、市町村にその写しを遅滞なく提出しなければならないこととしている。 なお、モニタリング結果については、以下に掲げる場合その他必要な場合に市町村に報告すること。 ① 支給決定の更新や変更が必要となる場合 ② 対象者の生活状況の変化からモニタリング期間の変更が必要な場合 ③ モニタリング実施<u>日</u>を設定し直す必要がある場合	き、 ① 当該事業の経営者の名称及び主たる事務所の所在地 ② 当該事業の経営者が提供する指定計画相談支援の内容 ③ 当該指定計画相談支援の提供につき利用者が支払うべき額に関する事項 ④ 指定計画相談支援の提供開始年月日 ⑤ 指定計画相談支援に係る苦情を受け付けるための窓口<u>を記載した書面を交付すること。</u> なお、利用者の承諾を得た場合には当該書面に記載すべき事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により提供することができる。 (2) 契約内容の報告等（基準第6条） 指定特定相談支援事業者は、指定計画相談支援の提供に係る契約が成立した時は、遅滞なく市町村に対し契約成立の旨を報告しなければならないこととしたものである。 また、指定特定相談支援事業者が<u>計画相談支援対象障害者等</u>に対してサービス等利用計画を作成したときは、市町村にその写しを遅滞なく提出しなければならないこととしている。 なお、モニタリング結果については、以下に掲げる場合その他必要な場合に市町村に報告すること。 ① 支給決定の更新や変更が必要となる場合 ② 対象者の生活状況の変化からモニタリング期間の変更が必要な場合 ③ モニタリング<u>期間</u>を設定し直す必要がある場合

改 正 後	現 行
(3) 提供拒否の禁止（基準第7条） 指定特定相談支援事業者は、原則として、利用申込みに対して応じなければならないことを規定したものであり、特に、障害支援区分や所得の多寡を理由にサービスの提供を拒否することを禁止するものである。提供を拒むことのできる正当な理由が有る場合とは、 ① 当該事業所の現員からは利用申込に応じきれない場合 ② 利用申込者の居住地が当該事業所の通常の事業の実施地域外である場合 ③ 当該事業所の運営規程において主たる対象とする障害の種類を定めている場合であって、これに該当しない者から利用申込があった場合 ④ その他利用申込者に対し自ら適切な指定計画相談支援を提供することが困難な場合等である。 なお、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成24年厚生労働省告示第125号）別表の12から14の2に掲げる行動障害支援体制加算、要医療児者支援体制加算、精神障害者支援体制加算又は高次脳機能障害支援体制加算（以下「体制整備加算」という。）を算定している指定特定相談支援事業者にあつては、算定している各加算に対応した強度行動障害を有する障害児者、医療的ケアが必要な障害児者、精神障害を有する障害児者又は高次脳機能障害を有する障害児者からの利用申込みがあった場合に、利用者の障害特性に対応できないことを理由にサービスの提供を拒むことは認めないものとするので留意すること。	(3) 提供拒否の禁止（基準第7条） 指定特定相談支援事業者は、原則として、利用申込みに対して応じなければならないことを規定したものであり、特に、障害支援区分や所得の多寡を理由にサービスの提供を拒否することを禁止するものである。提供を拒むことのできる正当な理由が有る場合とは、 ① 当該事業所の現員からは利用申込に応じきれない場合 ② 利用申込者の居住地が当該事業所の通常の事業の実施地域外である場合 ③ 当該事業所の運営規程において主たる対象とする障害の種類を定めている場合であって、これに該当しない者から利用申込があった場合 ④ その他利用申込者に対し自ら適切な指定計画相談支援を提供することが困難な場合等である。 なお、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成24年厚生労働省告示第125号）別表の注11から注13に掲げる行動障害支援体制加算、要医療児者支援体制加算又は精神障害者支援体制加算（以下「体制整備加算」という。）を算定している指定特定相談支援事業者にあつては、算定している各加算に対応した強度行動障害を有する障害児者、医療的ケアが必要な障害児者又は精神障害を有する障害児者からの利用申込みがあった場合に、利用者の障害特性に対応できないことを理由にサービスの提供を拒むことは認めないものとするので留意すること。

改 正 後	現 行
(5) 受給資格の確認（基準第9条） 指定特定相談支援事業者は、現に支給決定又は地域相談支援給付決定（以下単に「支給決定」という。）を受けている計画相談支援対象障害者等に対する指定計画相談支援の提供に際し、当該計画相談支援対象障害者等の提示する受給者証又は地域相談支援受給者証によって、計画相談支援対象障害者等であること、<u>モニタリング</u>期間、支給決定の有無及び支給決定の有効期間、支給量又は地域相談支援給付量等サービス等利用計画の作成やモニタリングの実施に当たり必要な事項を確かめなければならない。 なお、指定特定相談支援事業者は、支給決定を受けていない障害者等について、サービス等利用計画案を作成するときは、当該障害者等の提示する市町村が通知したサービス等利用計画案提出依頼書によって、市町村からサービス等利用計画案の提出の依頼を受けた者であることを確かめるものとする。 (6) 支給決定又は地域相談支援給付決定の申請に係る援助（基準第10条） 基準第10条は、利用者の支給決定に係る支給期間の終了に伴い、	(4) サービス提供困難時の対応（基準第8条） 指定特定相談支援事業者は、基準第7条の正当な理由により、利用申込者に対し自ら適切な指定計画相談支援を提供することが困難であると認めた場合には、基準第8条の規定により、適当な他の指定特定相談支援事業者の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならないものである。 (5) 受給資格の確認（基準第9条） 指定特定相談支援事業者は、現に支給決定又は地域相談支援給付決定を受けている計画相談支援対象障害者等に対する指定計画相談支援の提供に際し、当該計画相談支援対象障害者等の提示する受給者証又は地域相談支援受給者証によって、計画相談支援対象障害者等であること、<u>法第5条第23項に規定する厚生労働省令で定める</u>期間、支給決定<u>又は地域相談支援給付決定</u>の有無及び支給決定<u>又は地域相談支援給付決定</u>の有効期間、支給量又は地域相談支援給付量等サービス等利用計画の作成やモニタリングの実施に当たり必要な事項を確かめなければならない。 なお、指定特定相談支援事業者は、支給決定<u>又は地域相談支援給付決定</u>を受けていない障害者等について、サービス等利用計画案を作成するときは、当該障害者等の提示する市町村が通知したサービス等利用計画案提出依頼書によって、市町村からサービス等利用計画案の提出の依頼を受けた者であることを確かめるものとする。 (6) 支給決定又は地域相談支援給付決定の申請に係る援助（基準第10条） 基準第10条は、利用者の支給決定<u>又は地域相談支援給付決定</u>に係

改正後	現 行
引き続き当該利用者がサービスを利用する意向がある場合には、市町村の標準処理期間を勘案し、あらかじめ余裕をもって当該利用者が支給申請を行うことができるよう申請勧奨等の必要な援助を行うことを定めたものである。	る支給期間の終了に伴い、引き続き当該利用者がサービスを利用する意向がある場合には、市町村の標準処理期間を勘案し、あらかじめ余裕をもって当該利用者が支給申請を行うことができるよう申請勧奨等の必要な援助を行うことを定めたものである。 (7) 身分を証する書類の携行（基準第11条） 利用者等が安心して指定計画相談支援の提供を受けられるよう、指定特定相談支援事業者は、当該指定特定相談支援事業所の従業者に身分を明らかにする証書や名札等を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しなければならないこととしたものである。 なお、この証書等には、当該指定特定相談支援事業所の名称、当該従業者の氏名を記載するものとし、当該従業者の写真の貼付や職能の記載を行うことが望ましい。 (8) 計画相談支援給付費の額等の受領（基準第12条） ① 法定代理受領を行わない場合 基準第12条第1項は、指定特定相談支援事業者が、法定代理受領を行わない指定計画相談支援を提供した際には、計画相談支援対象障害者等から法第51条の17第2項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した計画相談支援給付費の額の支払を受けることとしたものである。 ② 交通費の受領 同条第2項は、指定計画相談支援の提供に関して、前項の支払を受ける額のほか、計画相談支援対象障害者等の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において指定計画相談支援を行

改 正 後	現 行
	う場合の交通費（移動に要する実費）の支払を計画相談支援対象障害者等から受けることができることとしたものである。 ③ 領収証の交付 同条第3項は、前2項の規定による額の支払を受けた場合には、計画相談支援対象障害者等に対して領収証を交付することとしたものである。 ④ 利用者の事前の同意 同条第4項は、同条第2項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、計画相談支援対象障害者等に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、計画相談支援対象障害者等の同意を得ることとしたものである。 (9) 利用者負担額に係る管理（基準第13条） 指定特定相談支援事業者は、利用者負担額に係る管理を行う場合の具体的な取扱いについては、別途通知するところによるものとする。 (10) 計画相談支援給付費の額に係る通知等（基準第14条） ① 利用者への通知 基準第14条第1項は、指定特定相談支援事業者は、市町村から法定代理受領により指定計画相談支援に係る計画相談支援給付費の支給を受けた場合には、計画相談支援対象障害者等に対し、当該計画相談支援対象障害者等に係る計画相談支援給付費の額を通知することとしたものである。 ② サービス提供証明書の利用者への交付 同条第2項は、基準第12条第1項の規定による額の支払を受けた

改 正 後	現 行
(11) 指定計画相談支援の具体的取扱方針（基準第15条） 利用者に係るアセスメントの実施、サービス等利用計画案の作成、サービス担当学会議の開催、サービス等利用計画の作成、サービス等利用計画の実施状況の把握などの指定計画相談支援を構成する一連の業務のあり方<u>並びに</u>当該業務を行う相談支援専門員<u>及び相談支援員</u>の責務を明らかにしたものである。 <u>なお、相談支援員が業務を行う場合、当該相談支援員に対して指導及び助言を行う主任相談支援専門員等が当該相談支援員の業務の状況等を把握し、助言等を定期的に行う体制を確保した上で利用者に対する支援を行う必要がある。また、相談支援員については、次に掲げる業務のうち、⑬から⑰まで及び⑳の業務を単独で行うことはできないものであるが、当該主任相談支援専門員等が行うこれらの業務場面に同行した上で、利用者に対する支援のプロセス全体に関わる必要がある。</u> ① 相談支援専門員によるサービス等利用計画の作成等（第1項第1号） 指定特定相談支援事業所の管理者は、基本相談支援に関する業務及びサービス等利用計画の作成に関する業務を相談支援専門員に担当させることとしたものである。 ② 指定計画相談支援の基本的留意点（第1項<u>第3号</u>）	場合には、提供した指定計画相談支援の内容、費用の額その他計画相談支援対象障害者等が市町村に対し計画相談支援給付費を請求する上で必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を交付しなければならないこととしたものである。 (11) 指定計画相談支援の具体的取扱方針（基準第15条） 利用者に係るアセスメントの実施、サービス等利用計画案の作成、サービス担当学会議の開催、サービス等利用計画の作成、サービス等利用計画の実施状況の把握などの指定計画相談支援を構成する一連の業務のあり方<u>及び</u>当該業務を行う相談支援専門員の責務を明らかにしたものである。 ① 相談支援専門員によるサービス等利用計画の作成等（第1項第1号） 指定特定相談支援事業所の管理者は、基本相談支援に関する業務及びサービス等利用計画の作成に関する業務を相談支援専門員に担当させることとしたものである。 ② 指定計画相談支援の基本的留意点（第1項<u>第2号</u>）

改 正 後	現 行
指定計画相談支援は、利用者及びその家族の主体的な参加及び自らの課題の解決に向けての意欲の醸成と相まって行われることが重要である。このためには、指定計画相談支援について利用者及びその家族の十分な理解が求められるものであり、相談支援専門員は、指定計画相談支援を懇切丁寧に行うことを旨とし、サービスの提供方法等について理解しやすいように説明を行うことが肝要である。また、必要に応じて、同じ障害を有する者による支援等適切な手法を通じて行うこととする。 ③ サービス等利用計画作成の基本理念（第2項第1号） サービス等利用計画の作成にあたっては、<u>利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援の配慮しつつ</u>、利用者の希望等を踏まえて作成することが基本であることを明記したものである。 <u>その際、「障害福祉サービスの利用等にあたっての意思決定支援ガイドラインについて」（平成29年3月31日付障発0331第15号。以下「意思決定支援ガイドライン」という。）を踏まえて、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、意思決定支援ガイドラインに掲げる次の基本原則に十分に留意しつつ、利用者の意思決定の支援に配慮すること。</u> <u>ア 本人への支援は、自己決定の尊重に基づき行う。</u> <u>イ 職員等の価値観においては不合理と思われる決定でも、他者への権利を侵害しないのであれば、その選択を尊重するように努める姿勢が求められる。</u> <u>ウ 本人の自己決定や意思確認がどうしても困難な場合は、本人をよく知る関係者が集まって、様々な情報を把握し、根拠を明</u>	指定計画相談支援は、利用者及びその家族の主体的な参加及び自らの課題の解決に向けての意欲の醸成と相まって行われることが重要である。このためには、指定計画相談支援について利用者及びその家族の十分な理解が求められるものであり、相談支援専門員は、指定計画相談支援を懇切丁寧に行うことを旨とし、サービスの提供方法等について理解しやすいように説明を行うことが肝要である。また、必要に応じて、同じ障害を有する者による支援等適切な手法を通じて行うこととする。 ③ サービス等利用計画作成の基本理念（第2項第1号） サービス等利用計画の作成にあたっては、利用者の希望等を踏まえて作成することが基本であることを明記したものである。

改 正 後	現 行
<u>確にしながら意思及び選好を推定する。</u> <u>なお、相談支援専門員については、利用者の意思決定支援を適切に行うため、都道府県が実施する相談支援専門員を対象にした専門コース別研修の意思決定支援コースを受講することが望ましい。</u> ⑤ 総合的なサービス等利用計画の作成（第2項第3号） サービス等利用計画は、利用者の日常生活全般を支援する観点<u>及びインクルージョンの観点</u>に立って作成されることが重要である。このため、サービス等利用計画の作成又は変更にあたっては、利用者及びその家族の希望やアセスメントに基づき、指定障害福祉サービス等以外の、例えば、保健医療サービス、地域生活支援事業等の市町村が一般施策として行うサービス、<u>当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用、児童の保育所等への移行支援並びに入所施設や及び精神科病院から地域への移行支援等の取組等</u>も含めてサービス等利用計画に位置づけることにより総合的な計画となるよう努めなければならない。	④ 継続的かつ計画的な福祉サービス等の利用（第2項第2号） 利用者の自立した日常生活の支援を効果的に行うためには、利用者の心身又は家族の状態等に応じて、継続的かつ計画的に福祉サービス等が提供されることが重要である。相談支援専門員は、サービス等利用計画の作成又は変更に当たり、継続的かつ計画的な支援という観点に立って福祉サービス等の提供が行われるようにすることが必要であり、継続が困難な、あるいは必要性に乏しい福祉サービス等の利用を助長することがあってはならない。 ⑤ 総合的なサービス等利用計画の作成（第2項第3号） サービス等利用計画は、利用者の日常生活全般を支援する観点に立って作成されることが重要である。このため、サービス等利用計画の作成又は変更にあたっては、利用者及びその家族の希望やアセスメントに基づき、指定障害福祉サービス等以外の、例えば、保健医療サービス、地域生活支援事業等の市町村が一般施策として行うサービス<u>や</u>当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用も含めてサービス等利用計画に位置づけることにより総合的な計画となるよう努めなければならない。

改 正 後	現 行
⑥ 利用者等によるサービスの選択（第2項第4号） 相談支援専門員は、利用者等がサービスを選択することを基本に、これを支援するものである。このため、相談支援専門員は、当該利用者等が居住する地域の指定障害福祉サービス事業者等又は指定一般相談支援事業者に関するサービスの内容、利用料等の情報を適正に利用者又はその家族に対して提供することにより、利用者等にサービスの選択を求めるべきものであり、特定の福祉サービス等の事業を行う者に不当に偏した情報を提供するようなことや、利用者等の選択を求めることなく同一の事業主体の福祉サービスのみによるサービス等利用計画案を最初から提示することがあってはならない。 特に、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号。<u>以下「指定障害福祉サービス基準」という。</u>）附則第7条に規定する地域移行支援型ホームの利用を希望する者に係るサービス等利用計画案の作成に当たっては、利用者ができる限り病院の敷地外である地域生活に移行することが可能となるよう、当該地域移行支援型ホームの利用のほかに、当該者が地域生活に移行可能となるような支援策が考えられる場合にはそれを当該者に提示するように努めなければならない。 ⑦ アセスメントの実施（第2項第5号） サービス等利用計画は、個々の利用者の特性に応じて作成されることが重要である。このため相談支援専門員は、サービス等利	⑥ 利用者等によるサービスの選択（第2項第4号） 相談支援専門員は、利用者等がサービスを選択することを基本に、これを支援するものである。このため、相談支援専門員は、当該利用者等が居住する地域の指定障害福祉サービス事業者等又は指定一般相談支援事業者に関するサービスの内容、利用料等の情報を適正に利用者又はその家族に対して提供することにより、利用者等にサービスの選択を求めるべきものであり、特定の福祉サービス等の事業を行う者に不当に偏した情報を提供するようなことや、利用者等の選択を求めることなく同一の事業主体の福祉サービスのみによるサービス等利用計画案を最初から提示することがあってはならない。 特に、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号）附則第7条に規定する地域移行支援型ホームの利用を希望する者に係るサービス等利用計画案の作成に当たっては、利用者ができる限り病院の敷地外である地域生活に移行することが可能となるよう、当該地域移行支援型ホームの利用のほかに、当該者が地域生活に移行可能となるような支援策が考えられる場合にはそれを当該者に提示するように努めなければならない。 ⑦ アセスメントの実施（第2項第5号） サービス等利用計画は、個々の利用者の特性に応じて作成されることが重要である。このため相談支援専門員は、サービス等利

改 正 後	現 行
用計画の作成に先立ち利用者のアセスメントを行わなければならない。 アセスメントとは、利用者が既に提供を受けている福祉サービス等や障害者の状況等の利用者を取り巻く環境等の評価を通じて利用者が生活の質を維持・向上させていく上で生じている問題点を明らかにし、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握することであり、利用者の生活全般についてその状態を十分把握することが重要である。 なお、当該アセスメントは、相談支援専門員の個人的な考え方や手法のみによって行われてはならず、その者の課題を客観的に抽出するための手法として合理的なものと認められる適切な方法を用いなければならないものである。<u>そのため、必要に応じ、自らが行うアセスメントに加え、専門機関が行うアセスメントや障害支援区分認定における医師意見書等を本人同意のもと活用することも重要である。</u> なお、基準第30条第2項の規定に基づき、アセスメントの記録は、5年間保存しなければならない。 ⑧ <u>適切な意思決定支援の実施（第2項第6号）</u> <u>相談支援専門員は、アセスメントの実施に当たっては、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に意思決定の支援を行うため、当該利用者の意思及び選好並びに判断能力等について丁寧に把握しなければならない。</u> ⑨ アセスメントにおける留意点（第2項第7号） 相談支援専門員は、アセスメントの実施に当たっては、<u>利用者</u>	用計画の作成に先立ち利用者のアセスメントを行わなければならない。 アセスメントとは、利用者が既に提供を受けている福祉サービス等や障害者の状況等の利用者を取り巻く環境等の評価を通じて利用者が生活の質を維持・向上させていく上で生じている問題点を明らかにし、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握することであり、利用者の生活全般についてその状態を十分把握することが重要である。 なお、当該アセスメントは、相談支援専門員の個人的な考え方や手法のみによって行われてはならず、その者の課題を客観的に抽出するための手法として合理的なものと認められる適切な方法を用いなければならないものである。 なお、基準第30条第2項の規定に基づき、アセスメントの記録は、5年間保存しなければならない。 <u>（新設）</u> ⑧ アセスメントにおける留意点（第2項第6号） 相談支援専門員は、アセスメントの実施に当たっては、必ず利